

新型コロナウイルス（COVID-19）及び障害者について知っておくべき10の項目

セーブ・ザ・チルドレンの障害者関与の技術作業部会（3月18日）

数か国及び世界的なレベルで心身障害者が訴えていることは、政府の情報がアクセス可能な形式で共有されていないということや、障害者が依存している支援サービスの低下に対する補償対策が講じられていないということです。国連の特別報告者が発表している障害者の権利に関する記事については、[こちら](#)をご覧ください。

1. 対応努力及び緊急事態への準備事項がすべて含まれている必要があります

ウイルスの封じ込め及び症例管理のために行われる努力がすべて含まれていることを確認することが重要です。関与計画策定には、障害者並びに障害児の状況及び新型コロナウイルス（COVID-19）に関する **認識を広める**ことが含まれています。またその計画の中には、**すべての情報と活動をアクセス可能にすることが含まれており**、これにより障害者も障害児も、他の皆と同様に、等しく利益を得られます。**対策の中には、障害者に特化する必要があるもの**、例えば支援構造の継続性を維持するための社会的保護対策といったものがあります。人道支援活動における障害者関与のIASCガイドラインについては[こちら](#)をご覧ください。大半は全設定に該当します。

2. 障害者と障害者を代表する団体は全対応段階に関与する必要があります

異なる機能障害のある集団が対応努力や準備事項や情報及びサービスの提供のすべてに関与する方法を本当に理解しているのは障害当事者です。障害者の権利促進のために行われる全活動に障害当事者が関わる必要があるというメッセージを強調するため、障害者の権利に関する活動には「Nothing About Us Without Us（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」というスローガンが掲げられています。とりわけ、排除及び偏見を受けている集団の保護対策が遅れていることが多い危機的な状況に当てはまります。当団体が活動している大半の国の代表団体一覧については[こちら](#)をご覧ください。

3. 障害者はハイリスク集団です

障害者は、障害そのものによってハイリスク集団に振り分けられるのではなく、ウイルスの影響によって悪化するおそれがある慢性の健康障害にも罹患している可能性が高いのです。新型コロナウイルスに関する情報はどこにでもあります。ハイリスク集団に属する場合に行うべきことについての情報は今尚わずかなため、不安を抱えている障害者からの電話が殺到しています。

4. 「心配ご無用。危ないのは高齢者と持病や慢性健康障害のある方だけ」と言うのは不適切です

こうした表現は人権に基づくアプローチから外れています。一団体として、セーブ・ザ・チルドレンは子どもの権利条約だけでなく、あらゆる場所のすべての人々の権利と障害者権利条約も支援しています。また、この表現はウイルス封じ込めのための警戒を軽視するものでもあります。重度かつ重複障害を持つ子どもを社会の「病気の」又は「弱

い]部分であると称するようなメッセージは、子どもの自己肯定感や自尊心に悪影響を及ぼすため、こうしたものから子どもを守ることが大切です。

5. 公衆衛生に関するメッセージは、異なる形式及びアクセス可能な形式で提供しなければなりません

人間が情報を伝達し理解する方法は様々ですから、幅広い伝達形式で情報を提供することが絶対不可欠です。さもないと、事態が悪化する可能性があります。情報は、子どもたちがわかりやすいことに加えて、音声で伝わり、[文字が大きく](#)、[読みやすいこと](#)、[絵](#)が描いてあって、[手話](#)が描いてあることが大切です。聴力障害者のために、テキストメッセージや電子メールの形式で対応できる情報ホットラインが必要です。各リンク内の例をご覧ください。

6. 自閉症スペクトラムの子どもや一貫した習慣を必要とする子どもは日課が妨げられると困る可能性があります。

通学や毎日の散歩や普段の食生活といった日常的な習慣が妨げられると、障害児のいる家庭には非常に大きな負荷が生じて別途支援が必要となることが多くあります。子どもや親の多くはある一定の体系的な生活に慣れているため、その生活に変化が起きると家庭内に困難が生じ、障害児とその兄弟姉妹にとって不安や虐待の危険性が高まる可能性があります。

7. 常備薬が手に入り難くなります

多くの障害児は普段から処方薬やその他の薬を服用して健康を保ち身体機能を維持しています。医療体制が混乱して標準的ケアを提供する医療施設の能力が低下すると、障害児が健康を保つ上で大切な薬を服用できない場合があります。とりわけ、偏見的な誤解や認識不足が原因で医療サービスがすでに障害者を差別している場合にこうしたことが起こります。

8. 障害者は、自分の健康を守るために推奨されている予防措置を実行できない場合があります

障害者の多くは、日常生活において他人からの援助や支援に依存しています。これには、手洗い、食事、身支度、くしゃみを覆うものを持つこと、ティッシュを捨てること、服の洗濯などが含まれています。日常的に支援者を必要としている人であれば、一日をやり過ごすことでも社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）の保持に必要な準備をすることも、自己隔離を行うことはできないかもしれません。食料品や日用品のストックや食料品や日用品を家に持ち帰ることに支援が必要であれば、別の困難な問題が生じます。子どもは特に影響を受けやすいのですが、障害のある親を持つ子どもも影響を受ける可能性があります。

9. 新型コロナウイルスの大流行により、自立性が低下し、脆弱性が高まる

人による援助及び支援は、多くの障害者が自立した生活を送る上で重要な鍵となります。隔離と社会的距離を要する状況が発生したことにより、障害者が自宅で自立して生活するための支援を目的とした援助体制やそのネットワークが揺るぎかねません。自立の鍵となる担当者やご家族の方が感染すると、日常生活がさらに激烈な悪影響を受ける可能性があるため、定期的な支援業務が実行できません。中国の父親が、脳性まひを患っていた16歳の息子の世話を準備できないまま突然隔離所に連れていかれた結果、その息子が放置死に至ったことは聞か

れたことがあるでしょう。自分自身や介護者や支援者を危険にさらすような決断によって、状況はさらに複雑化します。この状況は特に居住施設で見受けられます。大切な人や支援ネットワークとの連絡が途絶えると、障害者、特に障害児はあらゆる虐待に対して完全に無防備になる可能性があります。

10. 寄宿型特別支援学校やデイケアセンターの閉鎖に伴って障害者に対する虐待リスクが高まる可能性があります

寄宿型の特別支援学校やデイケアセンターが閉鎖したりサービスが休止したりする場合は、自宅でのケアや活動を強化するための対策が必要です。障害児はほかの子どもよりもさらに多くの世話が必要となる場合があるので、子どもが一日中家に居ることに慣れていない家族が奮闘する場合があります、そのために子どもを虐待や育児放棄や暴力の危険にさらす可能性があります。主たる介護者や安全ネットワークが突然何の前触れもなく変化すれば、その子どもに対してさらに大きな心理的危害を及ぼす可能性があります。